

西川ゴム ディスクロージャーポリシー

制定：2025年10月15日

当社は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様に向けた企業情報開示において、透明性、公平性、継続性、迅速性の確保に努めます。

1. 目的

本ポリシーは、情報開示に関する法令遵守の他、コーポレート・ガバナンス推進の一環として、適切な情報開示と建設的な対話の促進のための指針とすることを目的とします。

2. 開示基準

当社は、金融商品取引法、会社法、東京証券取引所の定める有価証券上場規程等（以下、「開示関係法令等」）を遵守した開示を行います。

加えて、投資家の判断に重要な影響を与えると当社が判断する企業情報についても、開示を行います。

3. 開示方法

開示関係法令等の開示基準に該当する情報開示においては、金融庁が運営する「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」または、東京証券取引所が運営する「適時開示情報伝達システム（TDnet）」に公開します。

また公開後は速やかに当社ウェブサイトにも掲載します。

4. 開示にかかる社内体制

開示関係法令等に基づく開示資料は、最終的に社長執行役員の承認を得たうえで、取締役会で決議を経て開示を行います。ただし、リスクおよびクライシスマネジメントに関する情報は、リスク管理委員会またはグループコンプライアンス委員会の各委員長の決定を経て開示を行い、取締役会へは事後報告とすることがあります。

5. インサイダー取引の未然防止

当社は、金融商品取引法および関連法令・規則に従い、インサイダー情報（重要事実）の厳格な管理体制の構築と適切な開示に努めます。

また、役員・従業員は未公表の重要事実を社内規定に基づき適切に管理し、外部への漏洩を防止するとともに、当該情報の公表前に株式等の取引を行わないことを徹底します。

6. フェア・ディスクロージャー・ルールの遵守

当社は、金融商品取引法が定めるフェア・ディスクロージャー・ルールを遵守します。

守秘義務契約等により秘匿性が担保されている場合を除き、未公表情報の提供は行いません。

7. 沈黙期間

当社は、各四半期決算期日翌日から各四半期決算発表日までの期間を「沈黙期間」とし、面談・取材等の対応は控えることとします。ただし、沈黙期間であっても既に公表された情報、公開・公知となった情報および沈黙期間中に開示した情報に関する質問等には対応します。

8. アナリストレポートへの対応

当社に関するアナリストレポートに対しては、コメントを行いません。ただし、明らかに事実と反する内容が記載されていると判断した場合は、担当アナリストに連絡し、修正を求める場合があります。

9. 不明瞭な情報に対する対応

当社に関する噂や新聞報道等の不明瞭な情報に対しては、コメントを行いません。ただし、株主・投資家の投資判断に影響を及ぼすと認められ、噂や報道の真偽を明らかにする必要があると判断した場合は、「適時開示情報伝達システム（TDnet）」等を通じて、適切な開示を行います。

10. 業績予想および将来の予測に関する事項

当社が公開している計画、業績予測、戦略等のうち、過去または現在の事実に関するもの以外は、現時点で入手可能な情報に基づく一定の前提・仮定および将来の予測等を基礎に当社が判断したものであり、実際の業績は、様々なリスクや不確定要素の変動および経済情勢等によってこれらと異なる結果になる場合があります。

以 上